

佐賀県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月三十一日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------------|--|-----------|
| 県道 鹿島嬉野線 | 嬉野市嬉野町大字吉田字岩瀬戸甲 一〇五六番一地从先から 嬉野市嬉野町大字吉田字下万属甲 二二〇一番一地从先まで | 平成二二・三・三一 |